

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の改正について

(太陽光発電施設に関する項目抜粋)

現状 (背景・理由)

平成24年7月の固定価格買取制度 (FIT) の開始以降、全国的に太陽光発電施設に係る申請が増加

景観、環境への影響が顕在化

太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン

四万十川条例に基づき指定した重点地域への設置申請増加

許可実績：8件 (回廊地区3件、保全・活用地区5件)
不許可実績：1件 (回廊地区)

課題

- ・太陽光発電施設は、四万十川の風景にそぐわない状況がある。
- ・許可行為の工事完了後に裸地から発生する濁水の対策が明記されていないため、四万十川の生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。

課題に対する対応 (四万十川条例施行規則の改正)

- (1) 許可が必要な**工作物に太陽光発電施設を追加** (施行規則 第16条第1項第3号カ)

施行規則 第16条第1項第3号
カ 太陽光発電施設その他これに類するもの

- (2) 景観を保全するための許可基準に**太陽光発電施設の遮蔽を追加** (施行規則 第22条第3項・第28条第3項)

○周辺の景観と調和するよう遮蔽による修景を許可基準に追加

対象行為：工作物の新築、改築、移転 (太陽光発電施設の設置する場合)
規制河川：四万十川本川
規制区域：回廊地区、保全・活用地区
規制規模：回廊地区・・・面積10m²以上又は高さ1.5m超
保全・活用地区・・・面積1,000m²以上又は高さ5.0m超

※遮蔽方法は、植栽、木柵等

※規制規模は、改正前の「工作物」から変更無し

- (3) 許可基準の**濁水対策を改正** (施行規則 第22条第2項・第28条第2項)

○設置工事について、行為の「施工中」だけでなく「完了後」を踏まえた、濁水対策を講じるよう明記

対象行為：「鉋物の掘削・土石の採取」「土地の形状変更」

※「規制河川」「規制区域」「規制規模」に変更無し

現行

当該行為の**施工**に際し

改正

当該行為に際し